

出生から死亡までの戸籍届書の要件が1冊で学べる入門書



戸籍事務初任者のための 戸籍届書の 審査の手引き

出生・認知・婚姻・離婚・縁組・離縁・死亡の届書

吉岡誠一 著

2023年10月刊 B5判 164頁 定価2,200円 (本体2,000円) 978-4-8178-4915-1 商品番号：40963 略号：戸審

- 届出の審査について、わかりやすい解説を付した戸籍事務の入門書。
- 成年年齢の引下げ、特別養子縁組の上限年齢の引上げ、再婚禁止期間の撤廃、戸籍の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加等の直近のトピックスを解説。

基本から丁寧に解説

- ✓ 概説
- ✓ 届出・審査に必要な知識
- ✓ 届書に添付すべき書類
- ✓ 届書の審査
- ✓ 審査上の留意点
- ✓ 戸籍の処理

…など、各届書の実務に必要な知識が充実!

第3章 認知届

見やすい
2色刷!

第1 概説

民法779条は、「嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。」と規定しています。認知とは、婚姻外に出生した子、すなわち嫡出でない子をその事実上の父又は母が自分の子であると認め、それによって法律上の親子関係を発生させようとする行為であるとされます(南条文庫『改訂 はじめての戸籍法』(日本加除出版、2000年)102頁)。

民法の規定からすれば、母と嫡出でない子の母子関係についても、母がその子を自己の子であると認める認知の届出をしなければ発生しないということになりますが、判例は、かつて、法律上の母子関係が生じるためには、母の認知が必要であるとし、認知をしない限り、分娩の事実が明白でも法律上の母子関係を生じないとしていた(大判大正10・12・9民録27輯2100頁)。しかし、その後の判例により、「母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知をまず、分娩の事実により当然発生する」ともされた(最判昭和37・4・27民集16巻7号1247頁)。戸籍の実務でも、この考え方による取扱いがされています。一方、父と嫡出でない子との法律上の親子関係については、生理上の父子関係の存在を前提として、認知によって成立するとされています。

第2 認知の届出・審査に必要な知識

認知には、事実上の父(又は母)が自発的に嫡出でない子を認知する任意認知と、父又

届書審査のポイントが一目でわかる!

ZOOM!

出生届		受理 令和5年6月24日	民衆 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日		届出 令和 年 月 日	長印
東京都区練馬区 長		届出 令和 年 月 日	届出 令和 年 月 日
生 みの 氏 名	甲野 博	父 母 と の 続 続 続	続 続 続
生 ま れ た と き	令和5年6月14日	続 続 続	続 続 続
子 住 居	東京都豊島区〇〇町1丁目1	続 続 続	続 続 続

届出地の市町村で届書を受領した日を記入します。

届出期間
届出は、子が出生した日から14日以内になければなりません(戸籍法49条1項)。ただし、期間が経過した後の届出であっても、市町村長はこれを受理しなければならないとされています(戸籍法46条)。国外で出生があったときは、出生の日から3か月以内になければなりません(戸籍法49条2項)。

目次

- 第1章 届出の通則
- 第2章 出生届
- 第3章 認知届
- 第4章 婚姻届
- 第5章 離婚届
- 第6章 養子縁組届
- 第7章 養子離縁届
- 第8章 特別養子縁組届
- 第9章 特別養子離縁届
- 第10章 死亡届

